

■議案第66号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

町長は人権擁護委員の任期満了に伴い人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員の候補を町議会の意見を聞いて法務大臣に推薦する事となっています。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とするもので、人権擁護委員の任期は3年とし法務大臣が委嘱するものです。

今回、人権擁護委員「山本美知代」氏の本年9月30日付の任期満了に伴う後任者について、高知地方法務局長からの推薦依頼に対するもので、平成23年10月1日より平成26年9月30日までの3年間、_____（略）_____、「山崎邦雄」氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものです。

山崎氏は、平成17年7月29日より平成19年2月10日まで旧十和村議会議員（平成18年3月20日より四万十町議会議員）、また平成22年6月15日から地域審議会委員として広く活躍されており、地域の人々の信頼も厚く人権擁護委員として最適任であると考えております。